

陳 情	受 理 番 号	19	受 理 年 月 日	令和 7 年 10 月 14 日	付 託 委員会	総 務
件 名	選択的夫婦別姓制度の導入に反対することを求める陳情					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願ひいたします。

選択的夫婦別姓制度の導入に反対することを求める陳情

第1 はじめに

沖縄弁護士会が沖縄県議会（文教厚生委員会）に提出した令和7年9月3日受理の「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出に関する陳情」なる陳情書（受理番号146号）を拝見したが、制度の社会的文化的背景への関心や配慮に欠けており、強い危機感を覚えた。同陳情書は要するに、①夫婦同姓を義務付ける民法750条は、自己決定権（憲法13条）を侵害するものであり、また、②現実には女性が改姓する割合が多いことから、民法750条が両性の平等（憲法14条）をも侵害すること、③世界には夫婦同姓を義務付ける国が日本以外ないこと、④世論調査では選択的夫婦別姓を望む声が大きいことなどを挙げて、選択的夫婦別姓の実現を求めるものである。

しかしながら、①そもそも姓の選択は個人のアイデンティティの問題ではなく、婚姻による改姓は自己決定権を侵害するものではない。したがって、②平等権の侵害という問題にもあたらない（なお、民法750条は夫婦のどちらか一方に改姓を求めた規定ではないからそもそも男女平等を侵害する規定ではない。）。さらに、③夫婦同姓は家族制度の在り方と密接不可分であるところ、家族制度はそれぞれの国の伝統、文化、社会において形成されるものであり、普遍的な正解などないわけであるから、他国の真似をする必然性はない。国際機関からのグローバルな価値観の押し付けに対しては国連が推進する「文化的多様性の尊重」を盾に毅然と反論すればよい。そして、④内閣府などが実施した調査によると、夫婦別姓か、旧姓の通称使用か、という複数の選択肢を用意した場合、夫婦別姓に賛成する世論は少数派であることが明らかになっており、「選択的夫婦別姓を望む声が大きい」という事実はない。

沖縄弁護士会の主張は、本来は文化、伝統によって培われた共同体の問題である婚姻による姓の統一を、「自由」や「権利」の名のもとに無理やりに私的領域の問題に帰着させようとする点で暴論と断じざるを得ず、また、家族という最小単位の共同体の倫理性を破壊する可能性を有していることに全く無自覚であり、より広範な視座から再検討していただきたい。

人類学者であり人口統計学者であるエマニュエル・トッドが指摘するように家族制度は価値観の源泉であり、家族制度のあり方はその国の政治制度、経済構造、国家の在り方に深い影響を与えるものである。深い考えもなく、あるいは、ノイジーマイノリティーの言いなりになって、家族制度に変更を加えることが取り返しのつかない事態を招きかねないことを理解すべきである。

日弁連や単位弁護士会が一部の特殊な考えを持った者に支配されており、会内での十分な議論もないままに「意見」が表明されることはもはや周知の事実ではあるが、本件の陳情書のような一面的な主張が沖縄の良識ある弁護士の総意でないことを信じたい。

以下、主に上記の論点①ないし③について反論をする。

第2 姓の本来の役割と選択的夫婦別姓の危険性

姓というのはそもそも自分のアイデンティティを確認するものではない。アイデンティティを象徴するのは名前であって姓ではない。

姓とはすなわち「家」という親族集団のチーム名である。「家」という姓を共有する親族集団は、婚姻による他集団の構成員との結合を基礎に、父、祖父、曾祖父、ご先祖様といった形で縦に広がり、また、おじさん、おばさん、いとこという形で横にも広がる一種の共同体である。

日本における「家」は、いわゆる Family という極めてプライベートな集団とは異なるものであり、1つの社会を形成している。

我々日本人は、「家」が存在することにより、幼少期から「よそ様とうちは違う」という感覚を学ぶ。「家」という存在に守られながら、日常生活のルール、習慣、常識を学び、自身のアイデンティティを形成し、社会に出る準備をする。

また、「家」という小社会内での交流を通して、人生の先輩方や苦手な親族とも関わり、人間関係の在り方、折り合いのつけ方を学んでいく。

そして、最も重要なのは、我々日本人は先祖代々「家」を繋ぐことにより、価値観や特定の職業ないしは地位に基づき形成した考え方、生き方、ご先祖様の物語を受け継いできたことである。

すなわち、我々日本人は、特定の「家」に生まれ、その共同体の一員となったことで、その共同体の価値観や生き方を学び、次の世代に受け継ぐのである。

「家」という1つの社会空間、共同体が存在することによって、私という人間は社会から切り離された個人ではない、自分一人で生きているのではない、祖先から受け継ぎ、継承する存在であり、社会全体の中で一定の立場と役割を持った存在だと感じることができる。

こうした思想を含みこんでいるのが「家」であり、それを象徴する「姓」である。

我々は姓を名乗ることによって自分たちがどこかの「家」という集団に属していて、それを継承していると感じるのである。そして、そのような感覚があればこそ、我々は「家」以外の集団においても、その集団の中での自己の立場と役割というものを考えながら、他者の

ため、集団のために何ができるのかということを常に考え、他者や集団に貢献し、感謝され、承認されることで人生の幸福を感じるのである。

日本製の製品が細かな部分まで消費者のことを考えて設計、製造されることや、日本独特の「会社は家族」という企業理念も、このような価値観によって培われたものといえる。

仮に、選択的夫婦別姓が実施された場合、これとは真逆の現象が起こる。

すなわち、夫婦別姓を導入し、姓というものを自分のアイデンティティを守るためにもので、自分の意志で選べるものだととらえ、それを制度化した場合、先祖との縦のつながりも、親族同士の横のつながりも断ち切られることになり、姓を共有する共同体としての「家」は破壊されてしまう。日本人はまさに、共同体から断ち切られた近代的な個人として、先祖から何かを受け継ぐわけでもなく、倫理観や価値観を共有することも地位や役割を与えられることもなく、生きることになる。

したがって、夫婦別姓を導入することによって我々日本人が被る文化的、社会的、経済的な損失は計り知れないものとなる可能性がある。

第3 夫婦別姓の子供への悪影響

選択的夫婦別姓は強制的親子別姓である。

夫婦は別姓にするか否かを選択できるが、子供は親のどちらかと必ず別姓になるわけで、これは子供からみれば「強制的」親子別姓といえる。

そして、別姓の夫婦の場合、前項で述べたような共同体としての「家」は成立せず、一方で、わが国には「家」の感覚は残っていることから、子供からみると、両親があたかも別のチームに所属しているかのような感覚になり、共同体としての一体感を感じることはできない。

また、一定の年齢になって子供にどちらの姓にするか選択させるような制度を採用した場合には、子供からすると両親の離婚時にどちらにつくのかを選ばされるような、引き裂かれる感覚を味わうことになる。

さらに、両親が別のチームに所属し、「家」という共同体も成立しないわけだから、幼少期から「よそ様とうちは違う」という感覚を学ぶことはできないし、「家」という存在に守られながら、日常生活のルール、習慣、常識を学び、自身のアイデンティティを形成し、社会に出る準備をするということもできない。

したがって、選択的夫婦別姓は子供の健全で安定した発育にも悪影響を及ぼすものといえる。

第4 続いてきたものは続けたほうがよい

国家において長らく続いてきた文化、伝統、制度は、「理念」(夫婦別姓に関しては納得できるような理念は皆無だが) や利便性を理由に安易に改廃すべきではない。

年長者に対して自然と敬意を払い、尊重するのと同様の感覚で、長く続いたものには敬意

を払い、尊重すべきである。

長く続いた制度には、続いてきたそれなりの理由がある。現代を生きている我々は、その理由のすべてを十分に理解することはできない、我々が推し量ることすらできない極めて重要な理由が存在するかもしれない、謙虚になるべきである。

たしかに、夫婦同姓が民法で制度化されたのは、明治以降、ここ150年の話かもしれない。しかし、150年である。保守すべき制度だと断言できる程度の期間、存続し、成熟したといえる。

昨今、日本在留のイスラム教徒が土葬を求め、国民からは、日本の文化、伝統に反すると強い反対の声が上がっているが、江戸時代までは日本では土葬が主流だった。つまり、この150年という期間で、火葬が保守すべき制度として日本国民に浸透したものといえる。したがって、「たかが150年」という批判はあたらない。

また、そもそも、夫婦同姓によって守ろうとする前述した「家」という重要な共同体は、古来より連綿と続いている（なお、本陳情書にいう「家」とは「姓を共有する共同体」の意味であり、明治以降の「家制度」とは異なるものである。「家制度」は本来の共同体としての「家」を守ることに必ずしも寄与しないと考えている。）。

したがって、いずれにせよ、「家」という共同体を守るための最大の砦である夫婦同姓は、我々日本人が保守しなければならぬ制度であるといえる。

第5 結論

以上のとおり、姓の持つ重要な役割に鑑みると、夫婦別姓を導入することは、わが国の文化、社会、経済に対して、計り知れない損失を与える危険性を有している。姓の選択を、個人のアイデンティティの問題として捉えることは大きな誤りである。

また、先祖から受け継いだ長らく続く制度の改廃については極めて慎重になるべきであり、夫婦同姓についても我々日本人が保守すべき制度であるといえる。「姓の選択」は自己決定権の問題ではなく、夫婦別姓の導入についてはつまるところ利便性（婚姻による改姓の不便）以外に推進する理由がないわけだから、現行の夫婦同姓を保守すべきである。

したがって、我々、日本の未来を守る会は夫婦別姓制度の導入に強く反対するものであり、貴議会におかれでは、議会をあげて同制度の導入を阻止すべくご尽力いただきたい。

については、政府及び国会に対して、現行の夫婦同姓制度を維持するよう求める意見書を提出するよう陳情申し上げる次第である。

以上